

令和6年1月26日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

新設の保険医療機関等がオンライン資格確認を導入するための手続について
(協力依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省より、新設の医療機関が診療開始月の月初からオンライン資格確認を導入できるように必要な手続を整備し、別添のとおり地方厚生（支）局長宛てに通知したとのことで、日本医師会を通じて周知依頼が参りました。（令和6年1月発行の社会保険通報に掲載しております。）

今般、近畿厚生局から、標記について、令和6年4月以降に新規指定を受ける医療機関は、オンライン資格確認の義務化に伴い、これまでの取扱いが変更になるとの連絡がありましたので、お知らせいたします。具体的な手続きは次のとおりです。

- ①保険医療機関の指定を受けようとしている医療機関等のうち、診療開始月の月初からオンライン資格確認を導入しようとする場合は、保険医療機関等の指定月の2か月前の1日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」を近畿厚生局に提出する必要があります。
- ②診療開始（指定）月の前々月10日までに、近畿厚生局から、受付番号を記載した「受付番号情報提供依頼書兼回答書」の写しが郵送されます。
- ③診療開始（指定）月の前々月15日までに、医療機関は、「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」（<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>）において、受付番号によるアカウント登録、顔認証付きカードリーダーの申請等の手続を行います。
- ④指定申請時に、医療機関は、指定申請書や添付書類に加え、「オンライン資格確認の導入計画書」を提出します。（令和6年3月申請分より提出が必要となります。）

※「受付番号情報提供依頼書兼回答書」について、開設届を保健所に提出していない場合など、開設者が決まっていない場合は、開設予定者の住所、氏名をご記載いただくこととなります。

※保険医療機関の指定月の2か月前までに「受付番号情報提供依頼書兼回答書」が提出できない場合であっても「受付番号情報提供依頼書兼回答書」は受理されます。

ただし、指定月の2か月前までに「受付番号情報提供依頼書兼回答書」を提出されない場合は、診療開始月の月初からオンライン資格確認システムの運用開始に間に合わなくなります。（提出遅れやオンライン資格確認の導入が間に合わないとの理由で、個別指導の対象となることはありません。）

※オンライン資格確認の経過措置に該当するやむを得ない事情がある場合には、「オンライン資格確認の導入計画書」の代わりに、「オンライン資格確認導入の猶予届出書」の提出が必要となります。

記

1. オンライン資格確認の導入に向けて必要な準備

導入に向けて必要な準備の全体・概要については、「オンライン資格確認の導入に向けて必要な手続き」（別添1の別紙3）及び「ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」（別添2）を参照ください。

別添2の手引きは、厚生労働省のホームページの下記にて随時更新予定とのことです。

○厚生労働省のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

同ページの「ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」の項目

2. 受付番号

医療機関がオンライン資格確認を利用するためには、医療機関等コードが必要ですが、保険医療機関等として指定される前は代替として近畿厚生局が受付番号を交付することです。

保険医療機関等の指定を受ける医療機関は、指定の申請に先立ち、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」（別添1の別紙1）を近畿厚生局に提出してください。

受付番号の交付を受けた後、速やかに「医療機関等向け総合ポータルサイト」のアカウント登録を行い、オンライン資格確認の実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）へオンライン資格確認の利用申請等を行います。

3. オンライン資格確認の導入計画書

オンライン資格確認の経過措置に該当する場合を除いて、指定申請書の添付書類として、「オンライン資格確認の導入計画書」（別添1の別紙2）を提出することになります。

4. 本件に関する近畿厚生局のホームページ等への掲載について

○オンライン資格確認の導入について

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/newpage_00282.html

○保険医療機関・保険薬局の指定等に関する申請・届出

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/shinsei/shido_kansa/hoken_shitei/index.html

5. 本件に関する問い合わせ先

○近畿厚生局指導監査課 審査グループ

〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル 8階

TEL 06-7663-7664

○オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係医療機関等向けポータルサイト
(社会保険診療報酬支払基金)

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

電話番号：0800-0804583 (通話無料)

(月～金 8:00～18:00 土 8:00～16:00 (いずれも祝日を除く))

メール：contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了承くださいますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会 保険医療課 (電話 06-6763-7001)